

不適切な産業廃棄物処理

| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
|---------|--|--|--|
| 久米田高等学校 | <p>学校が不用決定をした66台のノートパソコンについては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律において産業廃棄物（事業活動に伴って生じた廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず）に該当するが、その運搬及び処分について、同法の規定に基づく処理を行うことなく、廃品回収を業としている者に無償で引き渡していた。</p> | <p>検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <p>【廃棄物の処理及び清掃に関する法律】 （定義） 第2条 4 この法律において「産業廃棄物」とは、次に掲げる廃棄物をいう。 一 事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物 （事業者の処理） 第12条 5 事業者（中間処理業者（発生から最終処分（埋立処分、海洋投入処分（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づき定められた海洋への投入の場所及び方法に関する基準に従って行う処分をいう。）又は再生をいう。以下同じ。）が終了するまでの一連の処理の行程の途中において産業廃棄物を処分する者をいう。以下同じ。）を含む。次項及び第7項並びに次条第5項から第7項までにおいて同じ。）は、その産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除くものとし、中間処理産業廃棄物（発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程の途中において産業廃棄物を処分した後の産業廃棄物をいう。以下同じ。）を含む。次項及び第7項において同じ。）の運搬又は処分を他人に委託する場合には、その運搬については第14条第12項に規定する産業廃棄物収集運搬業者その他環境省令で定める者に、その処分については同項に規定する産業廃棄物処分業者その他環境省令で定める者にそれぞれ委託しなければならない。 6 事業者は、前項の規定によりその産業廃</p> | <p>原因は物品取扱担当者の産業廃棄物処理についての認識不足によるものであった。 今後、パソコンを含め産業廃棄物の処理については、物品取扱担当者のみならず、決裁関与者を含め、産業廃棄物処理のルール等について周知徹底を図り、適正な事務処理を行う。</p> |

| | | | |
|--|--|---|--|
| | | <p>棄物の運搬又は処分を委託する場合には、政令で定める基準に従わなければならない。</p> <p>(産業廃棄物管理票)</p> <p>第12条の3 その事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業者(中間処理業者を含む。)は、その産業廃棄物(中間処理産業廃棄物を含む。第12条の5第1項において同じ。)の運搬又は処分を他人に委託する場合(環境省令で定める場合を除く。)には、環境省令で定めるところにより、当該委託に係る産業廃棄物の引渡しと同時に当該産業廃棄物の運搬を受託した者(当該委託が産業廃棄物の処分のみに係るものである場合にあつては、その処分を受託した者)に対し、当該委託に係る産業廃棄物の種類及び数量、運搬又は処分を受託した者の氏名又は名称その他環境省令で定める事項を記載した産業廃棄物管理票(以下単に「管理票」という。)を交付しなければならない。</p> <p>【廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令】</p> <p>(産業廃棄物)</p> <p>第2条 法第2条第4項第1号の政令で定める廃棄物は、次のとおりとする。</p> <p>六 金属くず</p> <p>七 ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴つて生じたものを除く。)及び陶磁器くず</p> <p>(事業者の産業廃棄物の運搬、処分等の委託の基準)</p> <p>第6条の2 法第12条第6項の政令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>四 委託契約は、書面により行い、当該委託契約書には、次に掲げる事項についての条項が含まれ、かつ、環境省令で定める書面が添付されていること。</p> <p>イ 委託する産業廃棄物の種類及び数量</p> <p>ロ 産業廃棄物の運搬を委託するときは、運搬の最終目的地の所在地</p> | |
|--|--|---|--|

| | | | |
|--|--|---|--|
| | | <p>ハ 産業廃棄物の処分又は再生を委託するときは、その処分又は再生の場所の所在地、その処分又は再生の方法及びその処分又は再生に係る施設の処理能力</p> <p>ホ 産業廃棄物の処分（最終処分（法第12条第5項に規定する最終処分をいう。以下同じ。）を除く。）を委託するときは、当該産業廃棄物に係る最終処分の場所の所在地、最終処分の方法及び最終処分に係る施設の処理能力</p> | |
|--|--|---|--|

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成30年5月22日）